

個別外部監査の結果に関する報告の
公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の4 1第6項において準用する同法第252条の37第5項の規定に基づき個別外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の4 1第6項において準用する同法第252条の38第3項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

平成27年3月25日

市川市監査委員

同

川上親徳

白土英成

平成 27 年 3 月 25 日

個別外部監査の結果に関する報告書

（平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度において、市川市議会の各会派に対し支出された政務活動費（政務調査費）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が、地方自治法に基づく市川市議会政務活動費の交付に関する条例、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等に照らし適正に使用されているかについて）

市川市個別外部監査人

公認会計士 菅田裕之

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第Ⅰ	監査の概要	3
1	監査の種類	3
2	監査対象	3
3	個別外部監査の方法	3
4	監査従事者	4
5	監査実施期間	4
6	外部監査人の独立性（利害関係）	4
第Ⅱ	監査対象の概要	5
1	政務活動費（政務調査費）に係る条例、規則及び政務活動費（政務調査費）の手引き について	5
2	政務活動費等の支出の概要	14
第Ⅲ	監査の結果	16
1	実施した手続	16
(1)	全般的事項	16
(2)	切手の購入に係る経費	17
(3)	備品購入費	17
(4)	市内視察に係る経費	17
(5)	会報の作成に係る経費	18
2	監査の結果について	19
(1)	切手の購入に係る経費について	19
(2)	備品購入費について	21
(3)	市内視察に係る経費について	23
(4)	会報の作成に係る経費について	24
(5)	議会事務局の事務について	25
(6)	手引きの周知について	26
(7)	各年度、各会派の監査対象及び検出事項について	27
3	改善提案について	64
(1)	内部統制システムのさらなる整備について	64
(2)	政務活動費の交付対象について	67
(3)	支出伝票に添付する領収書について	67
(4)	切手の購入に係る経費について	68
(5)	備品購入費について	69
(6)	市内視察に係る経費について	71
(7)	会報の作成に係る経費について	73
(8)	おわりに	74

第 I 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 41 第 1 項に基づく長からの要求による個別外部監査

2 監査対象

平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度において、市川市議会の各会派に対し支出された政務調査費及び政務活動費（以下「政務活動費等」という。）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が、法に基づく市川市議会政務活動費の交付に関する条例、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等に照らし適正に使用されているかについて

3 個別外部監査の方法

(1) 監査の視点

切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が、法に基づく市川市議会政務活動費の交付に関する条例、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等に照らし適正に使用されているかについて、市の事務について監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ その他必要と認められた監査手続

4 監査従事者

(1) 個別外部監査人

公認会計士 菅田 裕之

(2) 個別外部監査人補助者

公認会計士	五十嵐博文	公認会計士	伊澤 賢司
公認会計士	稲熊 苑子	公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士	加藤 暢一	公認会計士	川崎 勲
公認会計士	久保田康仁	公認会計士	村上 武志

5 監査実施期間

平成 27 年 1 月 26 日から平成 27 年 3 月 24 日まで

6 外部監査人の独立性（利害関係）

市川市と個別外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第Ⅱ 監査対象の概要

1 政務活動費（政務調査費）に係る条例、規則及び政務活動費（政務調査費）の手引きについて

（1） 政務活動費の意義及び県内他市の政務活動費の比較

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、議員の調査研究その他の活動に資する必要経費の一部が政務活動費として交付される制度である。なお、議員としての活動に含まれない政治活動、選挙活動、後援会活動などのための経費は対象にならないとされている。また、平成24年の法改正の際、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする旨明文化された。

市川市議会政務活動費の交付に関する条例においては、「会派が市政の課題及び市民の意思を把握してそれを市政に反映させる活動その他福祉の増進を図るために必要な活動に必要な経費であって別表に定めるもの」について交付する旨規定されており、市川市議会では、政務活動費の適正な支出の判断基準として手引きを作成している。

千葉県内の近隣市における政務活動費の交付対象、使途基準等は以下の表のとおりとなっている。（『千葉県内市議会実態調査』（平成26年10月 千葉県市議会議長会発行）より）

(表)

市名	交付対象	年間 交付金額 (円/人)	使途基準			収支報告書への領 収書の添付義務
			視察時 の日当	会報 発行 費用	備品購入に関する 制限	
松戸市	会派及び議員	600,000	可	可	調査研究活動のために必要な備品	旅費の中の交通費、日当及び月1万円を限度とする通信交通費以外はすべて添付
野田市	会派(1人 会派含む)	270,000	不可	可	・会派の行う調査研究活動のために必要な備品 ・備品台帳の整備 ・控室に設置	旅費等以外は、すべて添付
柏市	議員及び2人以上の 会派	960,000	可	可	・調査研究に必要なものに限る ・必要と認められる以外の同一品複数購入は不可 ・使用実態に応じて購入金額を按分する ・議員辞職等の場合、残存価値相当額を精算する	すべて添付。旅費については、航空運賃・宿泊パック等にかかるものについては添付。
流山市	会派又は会派に所属しない 議員	480,000	不可	可	・会派または会派に所属しない議員が使用するもの ・5万円を超えるものはリース対応	すべて
我孫子市	議員個人	300,000	近隣市以外の旅行雑費として1日600円、半日300円	不可	パソコン、複写機、ファクス、机、椅子、書庫等で市政調査研究を目的としたもの	旅費以外はすべて原本添付
鎌ヶ谷市	会派(1人 会派含む)	240,000	不可	可	比較的長期(5年以上)にわたり使用可のもの。	旅費等以外は、すべて添付
浦安市	会派又は個人	360,000	不可	不可	無	有
船橋市	議員又は会派	960,000	不可	可	無	すべて添付(領収書を徴収できないものはこれに代わる書面を添付)
市川市	会派	960,000	可	可(会派の会報)	政務活動のために必要な備品	旅費(航空券を除く)以外は、すべて添付

市川市の政務活動費は、議員一人当たり月額 8 万円とされ、年額 96 万円を上限として会派に支給される。千葉県政の政務活動費（会派支給分を含むと議員一人当たり年額 480 万円）に比べると少額であり、千葉県内の他市と比較しても市の規模を勘案すると平均的な支給額といえる。また、他市と同様に運用手引きによる運用の詳細が決められており、千葉県内の他市と比較してもそんな色はないと思われる。

(2) 政務活動費（政務調査費）に係る条例及び規則について

① 政務調査費に係る条例及び規則について

政務調査費は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）により、地方分権の進展に対応した普通地方公共団体の議会の活性化に資するという観点から、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することが制度化されたものである。

市川市では、市川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 16 号。以下「旧条例」という。）を市議会議員の発議により制定するとともに、その施行規則として、市川市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 12 号。以下「旧規則」という。）を制定し、平成 13 年 4 月 1 日より施行した。

② 政務活動費に係る条例及び規則について

地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）の施行に伴い、政務調査費は政務活動費に名称変更し、その用途は、議会の議員の調査研究に資するための必要な経費から、調査研究その他の活動に資するための必要な経費と改められた。また、政務活動費に充当できる経費の範囲については条例で定めなければならない。また、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めることが定められた。

平成 27 年 3 月現在施行されている法のうち、政務活動費に関する条文は以下のとおりである。

(i) 法第 100 条第 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(ii) 法第 100 条第 15 項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(iii) 法第 100 条第 16 項

議長は、第 14 項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

③ 市川市の政務調査費（政務活動費）の概要について

平成 24 年の法改正に伴い、市川市では、旧条例について、市議会議員の発議により、条例名を市川市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）に改め、従前は規則で定めていた使途基準を条例で定めるなどの一部改正を行った。また、旧規則についても、規則名を市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に改め、必要な改正を行い、平成 25 年 3 月 1 日より施行した。

旧・新条例の概要は以下のとおりである。

(i) 旧条例第 2 条（交付対象）

市政に関する調査研究を行う議員 2 人以上で構成する団体であつて、議長を経由して市長に届け出たもの（以下「会派」という。）に対して、政務調査費を交付する。

新条例第 2 条（交付対象）

市政に関する調査研究その他の活動を行う議員 2 人以上で構成する団体であつて、議長を経由して市長に届け出たもの（以下「会派」という。）に対して、政務活動費を交付する。

したがって、条例の規定により会派として届出された名称は、通常の議会活動における会派と一致しない場合もある。また、会派の名称は、法律に定義される一般的な政党そのものを指し示すものではない。

(ii) 旧・新条例第 3 条（交付額及び交付の方法）

各会派に交付される政務調査（活動）費の月額、各月 1 日における会派の所属議員数に 8 万円を乗じた額である。交付の方法は、分割概算払（年 2 回）であり、上半期（4 月～9 月）は 4 月 15 日までに、下半期（10 月～3 月）は 10 月 15 日までに交付する。

(iii) 旧条例第 6 条（使途基準）

会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。

新条例第 6 条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

会派が市政の課題及び市民の意思を把握して、それを市政に反映させる活動その他福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に必要な

経費であって、下表に定めるもの（以下「政務活動必要経費」という。）に対し、交付する政務活動費を充てることができる。政務活動費を政務活動必要経費以外の経費に充ててはならない。

経費の項目	内容
資料作成費	印刷製本費、筆耕翻訳料、新聞折込料その他政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な資料、図書等の購入に要する経費
会議費	会場借上料、飲食費その他政務活動に必要な会議の実施及び会議への参加に要する経費
調査研修費	旅費、出席者負担金その他政務活動に必要な現地調査の実施及び研修会等への参加に要する経費
備品購入費	政務活動に必要な備品の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助するために必要な職員の雇上げに要する経費
要請・陳情活動費	政務活動に必要な要請、陳情活動等に要する経費
事務費	消耗品費、借上料、通信運搬費その他前項までに掲げるもののほか、政務活動に必要な経費

上表に掲げる経費に該当するものであっても、次に掲げる経費に充てるために政務活動費を支出することはできない。

- ・ 交際費又はこれに類する経費
- ・ 政党としての活動に要する経費
- ・ 選挙活動に要する経費
- ・ 会議費に該当する飲食費以外の飲食費
- ・ 議員個人の利益のために行う活動に要する経費

(iv) 旧・新条例第7条（経理責任者）

会派は、政務調査（活動）費に関する経理責任者を置かなければならず、経理責任者は、政務調査（活動）費に関する帳簿及び書類を備え、支出があった年度の末日の翌日から5年間保管しなければならない。

(v) 旧条例第8条（収支報告書の提出等）

会派の代表者は各年度において、政務調査（活動）費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書を取りまとめて、市長に提出しなければならない。

新条例第 8 条（収支報告書の提出等）

政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第 100 条第 16 項に新たに「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」が加えられた。これを受け、旧条例第 9 条「帳簿及び書類の調査」で、市長の調査権をすでに定めていたが、これに法が求める、「議長の調査権」として、新条例第 8 条第 3 項に、提出された収支報告書等の帳簿及び書類を調査する議長の権限を加えた。

(vi) 旧・新条例第 10 条（政務調査（活動）費の返還）

各年度において、交付を受けた政務調査（活動）費の総額から市政の調査研究に資するために必要な経費（政務活動必要経費）として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を返還しなければならない。

(3) 政務活動費（政務調査費）の運用手引きについて

① 政務活動費（政務調査費）の運用手引きの制定経緯について

政務調査費の運用手引きは、旧条例及び旧規則の制定に合わせ、平成 13 年 3 月 14 日に議会の各派代表者・経理責任者の会議において適正な支出の判断基準として決定されたものである。

平成 24 年の法改正を受けた新条例及び新規則の制定にあわせ、題名を政務活動費の運用手引き（以下、政務調査費の運用手引きと合わせて「手引き」という。）に改めるとともに、内容も新条例及び新規則に則したものに改めた。

手引きの主な内容は、政務活動費等の事務手続、使途基準の運用、使途基準の経費別具体例及び様式記入例等である。なお、以下の記載が手引きにある。

「しかしながら、他の地方議会で不適切な支出が相次ぎ、大きな社会的問題に発展したことは記憶に新しいことです。市川市議会としてもこれを真摯に受け止め、これまで以上に透明性の確保に努めるとともに、説明責任を果たして行かなければなりません。このような中、今後の政務活動費の執行における適正な支出の判断基準として、この手引きを活用していただき、市民の負託に応える調査研究活動を行い、その成果を市川市の発展と市民福祉の向上に寄与されることをお願いするものです。」

② 政務活動費等の交付手続について

政務活動費等の交付手続は、概ね以下のとおりである。

(i) 交付申請

会派の代表者は、4月3日までに、事業計画書等を添付して交付申請書を議長経由で市長に提出する。

(ii) 交付決定

市長は、交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、政務活動費等の交付を決定し、交付決定通知書を議長経由で会派の代表者に通知する。その際、交付決定額に応じて、議会事務局長又は議会事務局庶務課長が支出負担行為を行う。

(iii) 交付請求

交付の決定を受けた会派の代表者は、4月から9月までの月分（上半期分）の政務活動費等については4月5日までに、10月から3月までの月分（下半期分）の政務活動費等については10月5日までに、交付請求書を議長経由で市長に提出する。

(iv) 交付

市長は、政務活動費等の請求を受けたときは、速やかにこれを交付する。その際、議会事務局庶務課長が支出命令を行う。

(v) 申請内容の変更

会派の代表者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに、交付申請内容変更承認申請書を議長経由で市長に提出する。市長は、交付申請内容変更承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付申請内容変更承認通知書を議長経由で会派の代表者に通知する。

(vi) 所属議員の数の異動に伴う調整

交付を受けた会派について、上半期又は下半期の途中にその所属議員の数の異動が生じた場合においては、追加交付又は返還により交付額の調整を行う。

(vii) 収支報告

交付を受けた会派の代表者は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、支出伝票、事業実施明細書等を添付して収支報告書を議長に提出する。議長は、収支報告書を取りまとめて、市長に提出する。その際、政務調査費に関して、市長は、特に必要であると認めるときは、会派の経理責任者が保管する現金出納帳などの帳簿及び書類を調査することができる。また、政務活動費に関して、議

長と市長は、特に必要であると認めるときは、会派の経理責任者が保管する現金出納帳などの帳簿及び書類を調査することができる。

(viii) 額の確定

市長は、収支報告書の内容を審査して額を確定し、確定通知書を議長経由で会派の代表者に通知する。その際、市長は、特に必要であると認めるときは、会派の経理責任者が保管する現金出納帳などの帳簿及び書類を調査することができる。

(ix) 残余の返還

交付を受けた政務活動費等に残余がある会派は、これを返還する。

2 政務活動費等の支出の概要

平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度における市川市議会の各会派に対し支出された政務活動費等は下表のとおりである（会派は所属議員数の多い順、同数の場合は 50 音順）。監査対象は、政務活動費等のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費であり、市から特定された金額である。

なお、下表における会派名は、政務調査費または政務活動費の交付を受けるにあたって市長に届出された名称である。よって、市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まって議会活動を行う通常の会派名と異なる場合もある。また、それらの会派名は、法律に定義される一般的な政党そのものを指し示すものではない。

(表) 会派別政務調査費（平成 23 年度（平成 23 年 4 月及び平成 23 年 5 月））

会派名	支出金額	うち監査対象
公明党	362,870 円	208,000 円
自由クラブ	742,882 円	114,314 円
日本共産党	274,517 円	99,800 円
民主・市民連合	160,078 円	—
みらい	29,076 円	—
社民・市民ネット	125,405 円	7,500 円
市民の声	164,605 円	140,000 円
緑風会第 1	13,538 円	—
緑風会第 2	20,144 円	—
合計	1,893,115 円	569,614 円

(表) 会派別政務調査費（平成 23 年度（平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで））

会派名	支出金額	うち監査対象
公明党	3,901,325 円	2,040,531 円
みらい	4,384,991 円	2,523,235 円
社民・市民ネット	2,960,530 円	1,113,250 円
日本共産党	3,914,958 円	1,204,490 円
自由クラブ	2,720,074 円	2,098,551 円
自由民主党	2,383,604 円	2,084,970 円
民主・連合	1,619,319 円	462,415 円
緑風会第 1	2,306,598 円	1,793,115 円
緑風会第 2	2,287,948 円	1,511,465 円
みんなの党	1,492,530 円	485,520 円
合計	27,971,877 円	15,317,542 円

(表) 会派別政務調査費 (平成 24 年度)

会派名	支出金額	うち監査対象
公明党	1,702,087 円	49,900 円
みらい	5,523,224 円	3,652,926 円
日本共産党	4,086,372 円	977,271 円
社民・市民ネット	2,177,784 円	485,605 円
自由クラブ	2,832,452 円	1,470,130 円
自由民主党	2,839,125 円	1,807,811 円
民主・連合	2,033,812 円	321,300 円
緑風会第 1	2,397,534 円	1,776,855 円
緑風会第 2	2,703,689 円	1,686,060 円
みんなの党	1,343,354 円	466,800 円
ボランティア・新生会・市民の風	2,326,244 円	1,585,750 円
合計	29,965,677 円	14,280,408 円

(表) 会派別政務活動費 (平成 25 年度)

会派名	支出金額	うち監査対象
公明党	2,026,243 円	75,900 円
みらい	5,747,388 円	3,843,630 円
日本共産党	4,360,012 円	1,299,308 円
自由民主党	3,424,258 円	2,155,500 円
民主・連合・社民	2,357,428 円	785,470 円
自由クラブ	3,243,346 円	1,961,445 円
無所属の会・市民ネット	1,402,705 円	1,000,853 円
緑風会第 1	2,117,759 円	1,722,628 円
ボランティア・新生会・市民の風	1,912,612 円	1,675,860 円
みんなの党	2,096,683 円	863,915 円
緑風会第 2	1,915,504 円	1,101,552 円
社民・市民ネット	880,572 円	118,500 円
合計	31,484,510 円	16,604,561 円

第Ⅲ 監査の結果

1 実施した手続

監査対象の経費（切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費）が、市川市議会政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則、並びに市川市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則等に照らし適正に使用されているかの具体的な判定要件として、手引きを参考にした。特に、手引き中、使途基準の経費別具体例では、費目別に政務活動費等として支出できる経費と、支出できない経費の例が記載されており、形式的な判定要件とした。また、手引きに領収書の記載要件が示されており、添付された領収書が当該要件を充足するかどうか、形式的な判定要件とした。

具体的な手続は以下のとおりである。

（1） 全般的事項

- ① 支出伝票に添付されている領収書に、日付、金額、内訳及び発行者名又は証明者名が記載されていることを確かめる。
- ② 支出伝票に添付されている領収書のあて先欄は会派名又は会派所属議員氏名のいずれかが記載されていることを確かめる。
- ③ 支出伝票に添付されている領収書の内訳欄には、「品代」「事務用品代」「書籍代」等の記載ではなく、品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容が記載されていることを確かめる。
- ④ 支出伝票に添付されている帳票に、品名、単価、及び数量等の具体的な支出の内容が記載されていない場合に、支出伝票に記載していることを確かめる。
- ⑤ 支出伝票と領収書の金額の一致を確かめる。
- ⑥ 会派異動者の異動日前後の支出伝票について、添付の領収書日付と一致していることを確かめる。
- ⑦ 会派異動者について、異動日が確認できる会派変更届出書が作成されていることを確かめる。
- ⑧ 手引きに従って処理しているか、関係人に聴取する。

(2) 切手の購入に係る経費

- ① 発送物、発送時期等について支出伝票に記載していることを確かめる。
- ② 会報等に使用されたものについて、切手の購入時期と会報等の作成時期を照合する。
- ③ 会報等に使用されたものについて、切手の購入数量と会報等の発送部数を照合する。
- ④ 領収書の品名に、切手代であることが明示されていることを確かめる。

(3) 備品購入費

- ① 領収書等を閲覧し、備品は、手引きの使途基準の経費別具体例の (a) 事務用機器 (パーソナル・コンピュータ、プリンター、ファクシミリ、シュレッダー、IC レコーダー、プロジェクター、保管庫等) か、(b) 視察時に使用するカメラまたはデジタルカメラであることを確かめる。
- ② 備品購入費は、政務活動費以外の用途にも使われることがあることから、按分することが必要とされているため、按分割合が支出伝票に記載されているとともに、積算根拠が明確にされていることを確かめる。
- ③ 備品購入費の支出伝票と、備品台帳の購入金額、取得日が一致していることを確かめる。
- ④ 備品台帳の提出を求めたうえで、備品台帳登録上の資産名と、領収書記載の備品名との一致を確かめる。

(4) 市内視察に係る経費

- ① 市内視察の支出伝票に「市内出張報告書」が添付されていることを確かめる。
- ② 支出伝票と「市内出張報告書」の日付、金額が一致していることを確かめる。
- ③ 時間貸し駐車場を利用した場合に、支出伝票に領収書が添付されていることを確かめる。
- ④ 「市内出張報告書」の日付と、市外視察、委員会視察、議会日程等を比較し、視察困難な日付がないか確かめる。
- ⑤ 「市内出張報告書」の記載は、様式で記載が求められている情報が記載されているか確かめる。

(5) 会報の作成に係る経費

- ① 領収書を閲覧し、会派の行う政務活動に必要な資料の作成、配布等に要する経費であり、住民の意見を聴取することの目的と議会活動の成果等を報告する目的から外れていないか、確かめる。具体的には、領収書に、政党活動や選挙活動に当たるもの（選挙ポスター、ビラ等）、後援会発行の会報、個人で作成する会報に関連する内容が含まれていないことを確かめる。
- ② 支出伝票の科目は、印刷製本費、筆耕翻訳料、新聞折込料等であることを確かめる。
- ③ 印刷物を作成した場合は、領収書と一緒に成果物を支出伝票に添付していることを確かめる。

2 監査の結果について

「1 実施した手続」に記載した手続を実施した結果、以下の事項を検出した。

検出事項とは、市川市議会政務調査費の交付に関する条例、同条例施行規則及び政務調査費の運用手引き並びに市川市議会政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規則及び政務活動費の運用手引きに照らして、それぞれに従っていない事項を指す。そのため、手引きが商慣行よりも厳密なことから、領収書に品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がないものについても、検出事項としている。

したがって、検出事項であることをもって、直ちに不正支出につながるものではない。また、監査の過程で手引き等に従って処理されているが、今後の改善が望ましい事項について「その他」として記載している。

(1) 切手の購入に係る経費について

① 支出伝票添付の領収書の不備及び支出伝票の記載要件の不備について

手引きによれば、政務活動費の支出について、使途の透明性を高め、自らの説明責任を果たすために、支出根拠となる領収書の添付が求められている（手引き2使途基準の運用手引き（1）政務活動費の適正支出）。また、領収書のあて先欄は、会派名または会派所属議員氏名のいずれかが記載されていなければならないとされ、特に、切手の購入の場合には、領収書の他に発送時期等具体的な使用がわかるように支出伝票に詳細に記載しなければならないとされている（手引き2使途基準の運用手引き（3）領収書について）。

切手代に係る支出伝票を調査した結果、切手購入の領収書にあて先の記載のないもの（自由クラブ（平成23年度）、日本共産党（平成24年度）、ボランティア・新生会・市民の風（平成25年度））、支出伝票に郵送物の発送時期が記載されていないもの（自由クラブ（平成23年度）、日本共産党（平成24年度））が検出された。

また、手引きにおいて、領収書には、日付、金額、内訳及び発行者名または証明者名が記載されていなければならないが、また、内訳欄には、「品代」「事務用品代」「書籍代」等の記載ではなく、品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がなければならないことが示されている（手引き2使途基準の運用手引き（3）領収書について）。

しかし、領収書に、品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がないもの（みらい（平成23年度、平成25年度））など、領収書記載事項の不備が散見された。なお、これらの大部分は、支出伝票等に単価、数量等の具体的な支出内容が記載されていた。

② 支出伝票添付のアンケートの調査報告内容等に誤りがあるものについて

切手をアンケート用紙の返信用に使用して、緑風会第1とボランティア・新生活会・市民の風は、平成24年度に同じアンケート内容の調査を実施している。当該アンケートの調査報告書を閲覧したところ、アンケートの前提条件(期間、集計日、サンプル数)が異なるが、双方の実施結果(パーセンテージ及び意見欄)の記述が全く同じであった。

アンケート集計結果の記述が同一であるため、両方の会派の経理責任者に事情を聴取したところ、ボランティア・新生活会・市民の風の経理責任者から、当該アンケートは緑風会第1に所属している議員と合同で行い、調査報告書の実施結果は双方のアンケート結果を合算して算出しており、結果として前提条件と実施結果の記述が整合していなかった旨の回答を得た。手引きでは、切手の具体的な使用がわかるように詳細を記載することとされているが、調査報告書には、このような実施結果の算定方法が記載されておらず、支出伝票にも、当該記載は無かった。

また、緑風会第1で行われた当該アンケートは、年度途中で会派を異動している議員が実施しているが、緑風会第1の経理責任者から、当該アンケートに関する返信用切手代が、アンケートを実施した議員が緑風会第1から他の会派に異動後支出されている旨の回答を得た。政務調査費は会派に対して交付するものとされているため(市川市議会政務調査費の交付に関する条例第2条)、結果として、緑風会第1に所属していない議員によって、緑風会第1の政務調査費から切手代が支出されていた。(緑風会第1(平成24年度))

③ その他

アンケート調査における切手の使用状況の確認の過程で入手した資料に、会派代表者からは「アンケート実施内容及び切手購入等に関わる詳細は一切わかりません」、経理責任者からは「政務活動費を支給する上での会派 社民・市民ネットは、切手購入に関しては関与しておりません。」との回答が記載されていた。政務調査費は会派に支給されており、会派の調査研究とはいえないアンケートが実施されていた。(社民・市民ネット(平成23年度))

切手の使用が分かるものとして、アンケートの調査報告書が添付されていたが、調査報告書において調査形式は「対面」と記載されており、切手の具体的な使用状況が不明のアンケート調査の切手代が支出されていた。市民に対面でアンケートを実施すれば、その場で回答を聴取できることから切手代は本来不要であるため、会派の経理責任者に事情を聴取した。その結果、実際には市民から対面での回答を聴取しておらず、対面にてアンケート用紙を手渡ししたことをもって調査形式を「対面」と記載した旨の回答を得た。この場合、調査報告書には、「アンケート用紙を対面で配布する」と正確に記載するべきであった。(緑風会第1(平成24年度、平

成 25 年度))

(2) 備品購入費について

① 領収書に関する不備について

手引きによれば、備品購入費を含む政務活動費の支出について、使途の透明性を高め、自らの説明責任を果たすために、支出根拠となる領収書の添付が求められている(手引き 2 使途基準の運用手引き (1) 政務活動費の適正支出)。また、領収書のあて先欄は、会派名または会派所属議員氏名のいずれかが記載されていなければならないとされている(手引き 2 使途基準の運用手引き (3) 領収書について)。

備品購入費に係る支出伝票を調査した結果、領収書のあて先欄にあて先の記載がなかったもの(自由民主党(平成 24 年度))及び支出伝票に領収書が添付されず、購入先からの発送通知メールをプリントアウトしたもの及びクレジットカードの引落明細のコピー等が添付されたもの(日本共産党(平成 23 年度))が検出された。

② 支出額の按分割合に関する事項について

政務活動費の支出にあたっては、調査研究その他の活動に要した費用の実費を支出することが原則である。平成 25 年度の手引きの改訂により、平成 25 年度以降の備品購入費など、政務活動以外の用途にも使われることがあるものについては、按分することが必要とされたことから(手引き 2 使途基準の運用手引き (4) 按分について)、平成 25 年度以降の備品購入にあたっては使用割合に応じた按分が必要となる。また、備品購入費を含めて、私的にも使われることがあるものについては按分割合を支出伝票に記載するとともに積算根拠を明確にしておくことが必要とされている。その際、按分割合については、各会派の責任において、それぞれの使用状況に応じて適切に判断し、個々に定めるものとされている。

しかし、平成 25 年度以降、支出額の 100%を政務活動費に計上した備品購入費に係るすべての支出伝票において、政務活動の使用割合等の積算根拠が明確にされていない。

なお、平成 25 年度以降の備品購入費については、多くの会派において按分していないが、備品購入費等の支出に際し、按分が必要であることを知っていたかどうか及び按分していない理由を文書により各会派に問い合わせたところ、多くの会派から、按分することは知っている旨、及びほとんど政務活動に使用しているため 100%計上している旨の回答があった。(日本共産党、みらい、自由クラブ、民主・連合・社民、みんなの党、ボランティア・新生会・市民の風、緑風会第 1、緑風会第 2)

③ 事務用機器及びカメラ・デジタルカメラ以外の備品購入について

手引きにおいて備品購入費は「会派の行う政務活動に必要な備品（1万円を超えるもの）の購入に要する経費」とされており、支出できる経費及び支出できない経費の具体例が手引き別表に列挙されている（手引き別表「使途基準の経費別具体例」）。この中で、備品購入費については「支出できる経費」に含まれるのは(a)事務用機器（パーソナル・コンピュータ、プリンター、ファクシミリ、シュレッダー、ICレコーダー、プロジェクター、保管庫等）の購入、(b)視察時に使用するカメラ、デジタルカメラの購入のいずれかとされているが、上記に該当しない備品について何を購入して良いのか等の取扱いは記載されておらず明確になっていない。例示がない備品を備品購入費で購入している事例があった。これらについて、会派の経理責任者に事情を聴取したところ、すべて調査活動等に使用している旨の回答があった。（民主・連合（平成23年度）、社民・市民ネット（平成23年度）、緑風会第1（平成25年度）、緑風会第2（平成25年度））

④ 会派における備品の保管に関する事項について

備品の管理については、購入後速やかに備品台帳に記載し、備品の管理を行い、その所在を常に明らかにする必要があるとされている（手引き2使途基準の運用手引き（2）使途基準の経費別運用手引き⑤備品購入費）。

事情聴取の過程において、改選時に議員でなくなった者が備品を持ち出しているとの報告を受け、会派の調査により当該備品について、所在が不明とされていた備品の一部は廃棄されており、その他の備品は他会派に異動されていることが判明したとの報告を受けるとともに、当該異動等の記載がなされた備品台帳が提出された。その後、備品を受け入れたとされた他の会派の備品台帳を確認したが異動されたとされる備品の一部が登録されていなかった。

⑤ 備品の会派間異動について

各会派より備品台帳の提出を受け、これらについて備品の管理状況等を調査したところ、会派で購入した備品のうち、パソコンやデジタルカメラ等の会派所属の各議員が専ら使用する備品について、議員の会派間の異動に伴い備品も会派間で異動させている事例がみられた。

なお、手引きでは、会派所属の特定の議員によって専ら使用される備品について、当該議員が会派を異動した際の備品の取扱いは具体的に示されていない。しかし、備品購入費は「会派の行う政務活動」に必要な備品の購入に要する経費（手引き2使途基準の運用手引き（2）使途基準の経費別運用手引き⑤備品購入費）とされていることから、備品は本来購入した会派に帰属するものと考えられる。本来、会派所属の特定の議員によって専ら使用される備品であっても、当該議員が会派を異動

しても備品を異動させず、購入した会派で継続して使用されるものとする。

⑥ 3月末直前の備品の購入について

政務活動費は各年度に会派が行う政務活動のために計画的に使用するものであり、備品の購入についても、年間の政務活動に役立てるように購入されるべきであるが、3月末直近1週間以内(3月24日から3月31日までの期間)に備品を購入している事例が散見された。(公明党(平成25年度)、みらい(平成23年度、平成25年度)、自由クラブ(平成24年度)、民主・連合(平成24年度)、民主・連合・社民(平成25年度)、みんなの党(平成23年度、平成25年度)、緑風会第2(平成23年度、平成24年度、平成25年度))

(3) 市内視察に係る経費について

① 市内視察における経費と市外視察などとの重複について

市内視察については、「市内視察にかかる経費は議員1名につき1,500円/日とする。」と手引きに定められている。また、手引きによれば、「国内視察旅費は、原則として市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例並びに市川市職員旅費支給条例の規定に基づいて支出する」とされている。多くの市では、市内視察の旅費については実費精算であり、定額なのは旅費条例で定められている日当である。市川市の議員1名につき1,500円/日の経費は、交通費の実費相当額を定額で支払っているとも考えられるが、その経緯や根拠の提示はなかった。旅費については実費精算が原則であるのに、日額を定めていることは日当と誤解されるおそれがあり、適切でないと考えられる。

このように、市内視察にかかる経費については、1日当たりの支給額を決めているが、市外視察、委員会視察、行政視察等市外視察と同日に市内視察を行ったときも市外視察等の日当と市内視察にかかる経費の両方を申請している事例が検出された。(公明党(平成23年度)、みらい(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、自由クラブ(平成24年度、平成25年度)、自由民主党(平成24年度、平成25年度)、民主・連合(平成24年度)、民主・連合・社民(平成25年度)、緑風会第1(平成23年度、平成25年度)、緑風会第2(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、みんなの党(平成23年度)、無所属の会・市民ネット(平成25年度))

② 市内出張報告書の記載の不備について

手引きでは、市内視察の申請書類である市内出張報告書には、出張先と目的の2項目の記載が必要となっている(手引き3政務活動費様式記入例様式例3)。記載事項の目的については①地域の安全確認②現地調査③市民との意見交換④勉強会

⑤その他（別途記載）の5つから選ぶことになっているが、目的の記載のない申請が検出された。（みらい（平成23年度、平成24年度、平成25年度）、自由民主党（平成23年度、平成24年度、平成25年度）、民主・連合（平成23年度、平成24年度）、民主・連合・社民（平成25年度）、緑風会第1（平成23年度、平成24年度、平成25年度）、緑風会第2（平成23年度、平成24年度、平成25年度）、みんなの党（平成25年度）、社民・市民ネット（平成23年度、平成24年度、平成25年度）、無所属の会・市民ネット（平成25年度））

（4） 会報の作成に係る経費について

① 支出伝票に添付する成果物について

手引きにおいて、会報を作成した場合は、領収書と一緒に成果物を添付する必要がある（手引き3 政務活動費様式記入例様式第9号）。

しかし、会報の作成費に係る支出伝票に、成果物である会報の現物ではなく、コピーが添付されている事例が検出された。（みらい（平成23年度、平成24年度、平成25年度）、自由民主党（平成23年度、平成24年度、平成25年度））

また、会報として発送するために購入した葉書代に係る支出伝票においても、成果物である会報の現物ではなく、コピーが添付されている事例が検出された。（みらい（平成23年度、平成24年度、平成25年度））

② 個人で作成する会報について

手引きにおいて、個人で作成する会報は政務活動費等として支出できないことが示されている。また、会報は、政党活動、選挙活動にならないように、会派の責任において作成する必要がある。（手引き2 使途基準の運用手引き（2）使途基準の経費別運用手引き①資料作成費）

しかし、会報の作成費として、特定の議員に関する事項のみが記載された会報の作成に係る支出が行われていた（自由民主党（平成23年度））。

また、会報について、議員個人の政策や活動方針、後援会事務所連絡先等、政務活動以外に係る記載の占める割合が多い事例が検出された。（市民の声（平成23年度）、自由民主党（平成23年度、平成25年度）、緑風会第1（平成23年度、平成24年度）、緑風会第2（平成23年度、平成24年度）、社民・市民ネット（平成24年度）、無所属の会・市民ネット（平成25年度））

③ 領収書に関する不備について

手引きにおいて、会報の作成に要する経費の支出には領収書が必要であることが示されている（手引き2 使途基準の運用手引き（2）使途基準の経費別運用手引き

①資料作成費他)。

しかし、会報の作成費に係る支出伝票に、請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない事例が検出された。(日本共産党(平成23年度、平成25年度)、緑風会第1(平成23年度、平成25年度)、緑風会第2(平成23年度、平成25年度))

また、手引きにおいて、領収書には、日付、金額、内訳及び発行者名または証明者名が記載されていなければならないが、また、内訳欄には、「品代」「事務用品代」「書籍代」等の記載ではなく、品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がなければならないことが示されている(手引き2 使途基準の運用手引き(3) 領収書について)。

しかし、会報の作成費に係る領収書に、単価、数量等の具体的な支出内容が記載されていないなど、領収書記載事項の不備が散見された。(市民の声(平成23年度)、みらい(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、日本共産党(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、自由クラブ(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、自由民主党(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、緑風会第1(平成23年度、平成24年度、平成25年度)、緑風会第2(平成23年度、平成24年度)、社民・市民ネット(平成24年度)、無所属の会・市民ネット(平成25年度))なお、これらの大部分は、支出伝票等に単価、数量等の具体的な支出内容が記載されていた。

(5) 議会事務局の事務について

議会事務局は、議員の活動を補佐する役割があり、その延長として、一部会派においては、政務活動費の支出伝票の清書を行い、議員に確認をしてもらった上で押印している事例があった。

議会事務局は、政務活動費の支出負担行為を行っており、政務活動費の支出について審査を行う立場にあるが、以下のとおり、不備な点が見過ごされていた部分があった。

- ① 領収書の「あて先欄は、会派名又は会派所属議員氏名のいずれかが記載されていなければならない。」が、あて先の記載のない領収書が添付されている例がある。
- ② 「通信費、備品購入費、消耗品費等、政務活動(調査研究その他の活動)以外の用途〔議員活動(政党活動、後援会活動、選挙活動)、私的活動〕にも使われることがあるものについては、按分することが必要となる。

なお、按分割合を支出伝票に記載するとともに、積算根拠を明確にしておくことが必要である。」が、パソコンなど、政務活動以外にも使われることが

あるものについて、按分していない支出がされている例がある。

- ③ 会報等の「印刷物を作成した場合は、領収書と一緒に成果物を支出伝票に添付する」こととなっているが、成果物である会報そのものではなくコピーが添付されている例がある。

(6) 手引きの周知について

手引きは、会派の経理責任者に説明され、会派の構成議員には、経理責任者から説明がされることになっているが、会派によって周知の程度に差が生じている。

(7) 各年度、各会派の監査対象及び検出事項について

平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度における各会派の検出事項は下表のとおりである（上記の検出事項を含む）。

検出事項とは、市川市議会政務調査費の交付に関する条例、同条例施行規則及び政務調査費の運用手引き並びに市川市議会政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規則及び政務活動費の運用手引きに照らして、それぞれに従っていない事項を指す。そのため、手引きが商慣行よりも厳密なことから、領収書に品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がないものについても、検出事項としている。

したがって、検出事項であることをもって、直ちに不正支出につながるものではない。また、監査の過程で手引き等に従って処理されているが、今後の改善が望ましい事項について「その他」として記載している。

(表)

年度	平成 23 年度（平成 23 年 4 月及び平成 23 年 5 月）		
会派名	公明党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	208,000 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		

(表)

年度	平成 23 年度（平成 23 年 4 月及び平成 23 年 5 月）		
会派名	自由クラブ		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	35,314 円	19,600 円
	備品購入費	34,000 円	—
	市内視察	45,000 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	【切手】 ・支出伝票に添付されていた領収書にあて先の記載がなかった。 また、支出伝票に発送時期の記載がなかった。 切手代：19,600 円		

(表)

年度	平成 23 年度（平成 23 年 4 月及び平成 23 年 5 月）		
会派名	日本共産党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	99,800 円	—
	市内視察	—	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		

(表)

年度	平成 23 年度（平成 23 年 4 月及び平成 23 年 5 月）		
会派名	社民・市民ネット		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	7,500 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		

(表)

年度	平成 23 年度（平成 23 年 4 月及び平成 23 年 5 月）		
会派名	市民の声		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	—	—
	会報の作成	140,000 円	140,000 円
検出事項	<p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報（両面印刷）の片面に、個人の活動に係る事項（A 議員の「政策・提言・要望」）が記載されている。 140,000 円 ・領収書に「議会報告印刷代」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報番号や発行月等）が記載されていない。 (再掲 140,000 円) 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの過程において、改選前に購入された備品の一部が所在不明となっている旨の報告があった。これらの備品について所在を照会したところ、廃棄又は他の会派に異動されていたとの回答を得、その旨の記載がされた台帳が提出された。しかし、異動先とされた会派には当該備品が記載されていない。 		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	公明党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	584,131 円	—
	市内視察	1,456,400 円	6,000 円
	会報の作成	—	—
検出事項	・ 市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 4,500 円 (3 名 3 日間)		
	・ 委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間)		
その他	・ 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 97,500 円 (7 名 65 日間)		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	みらい		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	300,000 円	300,000 円
	備品購入費	187,425 円	—
	市内視察	1,528,500 円	33,000 円
	会報の作成	507,310 円	507,310 円
検出事項	<p>【切手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出伝票に添付されていた領収書に、品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容が記載されていないものがあった。 切手代：50,000 円 <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) 委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 3,000 円 (2 名 2 日間) 行政視察と市内視察を同じ日に実施し、行政視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 27,000 円 (3 名 18 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報の現物ではなくコピーが添付されている。 なお、当該会報の発送にかかる切手代が 300,000 円支出されているが、会派の経理責任者から、当該切手代については、会報の発送時には、個人が所有している切手から使用し、その立替を精算するため 3 月に購入したとの説明があった。 会報：2 件 507,310 円 (117,310 円、390,000 円) 切手代：3 件 300,000 円 (100,000 円、150,000 円、再掲 50,000 円) 領収書に「印刷代として」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象 (会報の旨、会報番号や発行月等) が記載されていない。 (再掲 117,310 円) 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 1 件 35,800 円 <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 156,000 円 (6 名 104 日間) 		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	社民・市民ネット		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	585,000 円	585,000 円
	備品購入費	317,190 円	—
	市内視察	211,060 円	4,500 円
	会報の作成	—	—
検出事項	<p>【切手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派代表者の回答に「アンケート実施内容及び切手購入等に関わる詳細は一切わかりません」との記載が、経理責任者の回答に「政務活動費を支給する上での会派 社民・市民ネット」は、切手購入に関しては関与しておりません。」との記載がなされており、会派の了解が無いままにアンケートが実施されていた。 <p style="text-align: right;">アンケート印刷代：105,000 円、切手代：480,000 円</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 <p style="text-align: right;">4,500 円 (1 名 3 日間)</p>		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費として計上された経費の中に、手引きに具体例で示された事務用機器・カメラ、デジタルカメラいずれにも該当しない備品 (デジタル騒音計) の購入に係る支出が含まれていた。 <p style="text-align: right;">1 件 27,500 円</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 <p style="text-align: right;">13,500 円 (1 名 9 日間)</p>		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	日本共産党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	184,299 円	184,299 円
	市内視察	—	—
	会報の作成	1,020,191 円	1,020,191 円
検出事項	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支出伝票に購入先からの発送通知メールをプリントアウトしたもの及びクレジットカードの引落明細のコピー等が添付されているが、領収書が添付されていない。 2 件 184,299 円 <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支出伝票に請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない。 2 件 765,377 円・ 領収書に「7 月分市議会報告書分」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び支出内訳（印刷料や折込料等）が記載されていない。 254,814 円		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	自由クラブ		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	—	—
	会報の作成	2,098,551 円	2,098,551 円
検出事項	<p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 領収書に「印刷物製作費として」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報の旨、会報番号や発行月等）が記載されていない。 4 件 2,098,551 円		

(表)

年度	平成 23 年度（平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで）		
会派名	自由民主党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	924,000 円	1,500 円
	会報の作成	1,160,970 円	1,150,470 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 1,500 円（1 名 1 日間） <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報の現物ではなくコピーが添付されている。 2 件 931,250 円（170,500 円、760,750 円） 会報（葉書裏面）に、A 議員に関する事項（会派名、氏名、住所、議会質問報告（平成 23 年 9 月議会及び平成 23 年 12 月議会）のみが記載されている。 219,220 円 会報（両面印刷）の裏面に、B 議員の後援会事務所連絡先、市政報告会の開催実績、代表質疑内容、活動報告等が記載されている。 （再掲 760,750 円） 会報（両面印刷）の裏面に、C 議員の後援会事務所連絡先及び平成 23 年 9 月議会一般質問内容が記載されている。 （再掲 170,500 円） 領収書に「活動報告作成及び印刷・ポストイキング代金として」等と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報番号や発行月等）が記載されていない。 （再掲 2 件 931,250 円（170,500 円、760,750 円）） 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 96,000 円（3 名 64 日間） 		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	民主・連合		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	179,505 円	—
	市内視察	282,910 円	4,500 円
	会報の作成	—	—
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 <p style="text-align: right;">4,500 円 (1 名 3 日間)</p>		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 備品購入費として計上された経費の中に、手引きに具体例で示された事務用機器・カメラ、デジタルカメラいずれにも該当しない備品 (地球儀) 購入に係る支出が含まれていた。 <p style="text-align: right;">1 件 23,100 円</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 <p style="text-align: right;">4,500 円 (2 名 3 日間)</p>		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	緑風会第 1		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	274,830 円	—
	市内視察	729,000 円	6,000 円
	会報の作成	789,285 円	789,285 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 3,000 円 (1 名 2 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 3,000 円 (2 名 2 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報に政務活動以外の事項が記載されている。 2 件 789,285 円 (84,105 円、705,180 円) <p>※上記の会報は、両面印刷の二段組で、概ね各組二等分ずつ計八等分され、以下の事項が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①表題、発行にあたっての説明 ②平成 24 年度予算編成に当たって会派から市長に要求した項目の一覧 ③A 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 ④B 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 (平成 23 年 6 月議会、平成 23 年 9 月議会、平成 23 年 12 月議会、平成 24 年 2 月議会) ⑤C 議員の活動報告等 ⑥D 議員の平成 23 年 9 月議会一般質問内容及び平成 24 年 2 月議会の代表質疑内容 ⑦E 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 (平成 23 年 6 月議会、平成 23 年 9 月議会、平成 23 年 12 月議会、平成 24 年 2 月議会) ⑧F 議員のプロフィール及び平成 24 年 2 月議会一般質問内容等 <ul style="list-style-type: none"> ・支出伝票に請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない。 (再掲 84,105 円) ・領収書に但し書きが記載されていない。 (再掲 705,180 円) 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 66,000 円 (3 名 44 日間) 		

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	緑風会第 2		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	198,800 円	—
	市内視察	523,380 円	12,000 円
	会報の作成	789,285 円	789,285 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政視察と市内視察を同じ日に実施し、行政視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 3,000 円 (2 名 2 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 7,500 円 (3 名 5 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報に政務活動以外の事項が記載されている。 2 件 789,285 円 (84,105 円、705,180 円) <p>※上記の会報は、両面印刷の二段組で、概ね各組二等分ずつ計八等分され、以下の事項が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①表題、発行にあたっての説明 ②平成 24 年度予算編成に当たって会派から市長に要求した項目の一覧 ③A 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 ④B 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 (平成 23 年 6 月議会、平成 23 年 9 月議会、平成 23 年 12 月議会、平成 24 年 2 月議会) ⑤C 議員の活動報告等 ⑥D 議員の平成 23 年 9 月議会一般質問内容及び平成 24 年 2 月議会の代表質疑内容 ⑦E 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 (平成 23 年 6 月議会、平成 23 年 9 月議会、平成 23 年 12 月議会、平成 24 年 2 月議会) ⑧F 議員のプロフィール及び平成 24 年 2 月議会一般質問内容等 <ul style="list-style-type: none"> ・支出伝票に請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない。 (再掲 84,105 円) ・領収書に但し書きが記載されていない。 (再掲 705,180 円) 		

その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 2 件 198,800 円 <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 19,500 円（3 名 13 日間）
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(表)

年度	平成 23 年度 (平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで)		
会派名	みんなの党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	283,020 円	—
	市内視察	202,500 円	1,500 円
	会報の作成	—	—
検出事項	【市内視察】 ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間)		
その他	【備品購入費】 ・3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 1 件 42,280 円 【市内視察】 ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 7,500 円 (2 名 5 日間)		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	公明党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	49,900 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	みらい		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	520,000 円	520,000 円
	備品購入費	481,301 円	—
	市内視察	2,163,000 円	37,500 円
	会報の作成	488,625 円	488,625 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 4,500 円 (1 名 3 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 31,500 円 (3 名 21 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報の現物ではなくコピーが添付されている。 なお、当該会報の発送にかかる切手代が 520,000 円支出されているが、会派の経理責任者から、当該切手代については、会報の発送時には個人が所有している切手から使用し、その立替を精算するため 3 月に購入したとの説明があった。 会報：2 件 488,625 円 (107,625 円、381,000 円) 切手代：3 件 520,000 円 (160,000 円 200,000 円、160,000 円) ・領収書に「印刷代として」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報の旨、会報番号や発行月等）が記載されていない。 (再掲 107,625 円) 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 127,500 円 (5 名 85 日間) 		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	日本共産党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	4,000 円	4,000 円
	備品購入費	132,100 円	—
	市内視察	—	—
	会報の作成	841,171 円	841,171 円
検出事項	<p>【切手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出伝票に添付されていた領収書のあて先欄に記載がなかった。また、支出伝票に発送時期の記載がなかった。 切手代：4,000 円 <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書に「日本共産党市川市議団議会報告 253 号」等と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び支出内訳（印刷料や折込料等）が記載されていない。 2 件 841,171 円 		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	社民・市民ネット		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	79,560 円	—
	市内視察	175,500 円	16,500 円
	会報の作成	230,545 円	230,545 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 16,500 円（1 名 11 日間） <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報に政務活動以外の事項が記載されている。 2 件 230,545 円（104,545 円、126,000 円） <p>※上記会報は両面印刷で、表面には会派としての活動方針等、裏面には A 議員、B 議員及び C 議員のそれぞれの活動方針等が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書には、「社民・市民ネット会報チラシ制作・印刷代として」等と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報番号や発行月等）が記載されていない。 （再掲 2 件 230,545 円（104,545 円、126,000 円）） 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 13,500 円（1 名 9 日間） 		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	自由クラブ		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	298,130 円	—
	市内視察	72,000 円	1,500 円
	会報の作成	1,100,000 円	1,100,000 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none">・委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円（1 名 1 日間） <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none">・領収書に「印刷物製作費として」等と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報の旨、会報番号や発行月等）が記載されていない。また、支出伝票等にも具体的支出内容が記載されていない。 2 件 1,100,000 円		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none">・3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 2 件 90,800 円		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	自由民主党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	50,111 円	50,111 円
	市内視察	997,500 円	4,500 円
	会報の作成	760,200 円	760,200 円
検出事項	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書にあて先の記載がない。 2 件 50,111 円 <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 3,000 円 (1 名 2 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報の現物ではなくコピーが添付されている。 2 件 760,200 円 領収書に「活動報告書代として」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量、支出内訳 (印刷料や折込料等) 及び対象 (会報番号や発行月等) が記載されていない。 (再掲 2 件 760,200 円) 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 49,500 円 (2 名 33 日間) 		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	民主・連合		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	16,800 円	—
	市内視察	304,500 円	3,000 円
	会報の作成	—	—
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 1,500 円 (1 名 1 日間) 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 1 件 16,800 円 <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 3,000 円 (2 名 2 日間) 		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	緑風会第 1		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	600,000 円	600,000 円
	備品購入費	57,780 円	—
	市内視察	643,500 円	6,000 円
	会報の作成	475,575 円	475,575 円
検出事項	<p>【切手】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート「安全な震災がれきの処理に関するアンケート」及び「市川市議会の改革に関するアンケート」の「アンケート郵送料」として切手代を支出しているが、切手代の支出伝票に添付されていたアンケートの調査報告書において、調査形式は「対面」と記載されており、切手の使用状況が把握できない。市民に対面でアンケートを実施すれば、その場で回答を聴取できることから、切手代は本来不要であるため、会派の経理責任者に事情を聴取した。その結果、実際には市民から対面で回答を聴取しておらず、アンケート用紙を手渡ししたことを持って調査形式を「対面」と記載した旨の回答を得た。このため、調査報告書には、「対面で配布する」と正確に記載するべきであった。 <p style="text-align: right;">切手代：480,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 事情聴取において、特定の議員が行ったアンケートの返信用切手代が、当該議員が緑風会第 1 から他の会派に異動後に支出されている旨の説明があった。政務調査費は会派に対して交付するものとされているため（市川市議会政務調査費の交付に関する条例第 2 条）、結果として、緑風会第 1 に所属していない議員によって、緑風会第 1 の政務調査費から切手代が支出されていた。 <p style="text-align: right;">切手代：120,000 円</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 <p style="text-align: right;">6,000 円（2 名 4 日間）</p> <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報に政務活動以外の事項が記載されている。 <p style="text-align: right;">2 件 475,575 円（68,250 円、407,325 円）</p> <p>※上記の会報は、両面印刷で、概ね片面三等分ずつ計六等分され、以下の事項が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①表題、発行にあたっての説明 ②A 議員のプロフィール及び活動方針等 ③B 議員の議会一般質問内容等 ④平成 25 年度予算編成に当たって会派から市長に要求した項目の一覧 ⑤C 議員の平成 24 年 6 月議会一般質問内容等 		

	<p>⑥D 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等（平成 24 年 6 月議会、平成 24 年 9 月議会、平成 24 年 12 月議会、平成 25 年 2 月議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「会報の版下データの作成代として」と但し書きが記載されているのみであり、対象（会報番号や発行月等）が記載されていない。 (再掲 68,250 円) ・領収書に但し書きが記載されていない。 (再掲 407,325 円)
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 28,500 円（3 名 19 日間）

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	緑風会第 2		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	347,130 円	—
	市内視察	686,880 円	22,500 円
	会報の作成	652,050 円	652,050 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 21,000 円 (2 名 14 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報に政務活動以外の事項が記載されている。 2 件 652,050 円 (68,250 円、583,800 円) <p>※上記の会報は、両面印刷で、概ね片面三等分ずつ計六等分され、以下の事項が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①表題、発行にあたっての説明 ②A 議員のプロフィール及び活動方針等 ③B 議員の議会一般質問内容等 ④平成 25 年度予算編成に当たって会派から市長に要求した項目の一覧 ⑤C 議員の平成 24 年 6 月議会一般質問内容等 ⑥D 議員のプロフィール及び議会一般質問内容等 (平成 24 年 6 月議会、平成 24 年 9 月議会、平成 24 年 12 月議会、平成 25 年 2 月議会) <ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「会報の版下データの作成代として」と但し書きが記載されているのみであり、対象 (会報番号や発行月等) が記載されていない。 (再掲 68,250 円) ・領収書に但し書きが記載されていない。 (再掲 583,800 円) 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 1 件 136,500 円 <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 25,500 円 (3 名 17 日間) 		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	みんなの党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	37,800 円	—
	市内視察	429,000 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		
その他	【市内視察】 ・ 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 7,500 円 (2 名 5 日間)		

(表)

年度	平成 24 年度		
会派名	ボランティア・新生会・市民の風		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	1,473,250 円	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	112,500 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		
その他	【市内視察】 ・ 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 10,500 円 (1 名 7 日間)		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	公明党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	75,900 円	—
	市内視察	—	—
	会報の作成	—	—
検出事項	該当なし		
その他	【備品購入費】 ・ 3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 1 件 75,900 円		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	みらい		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	1,127,990 円	1,127,990 円
	備品購入費	313,640 円	—
	市内視察	1,921,500 円	63,000 円
	会報の作成	480,500 円	480,500 円
検出事項	<p>【切手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出伝票に添付されていた領収書に、品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容が記載されていないものがあった。 切手代：95,000 円 支出伝票に添付されていた領収書に、品名、単価及び数量等の具体的な支出内容が記載されていないものの、購入明細等を添付し代替しているものがあった。 切手代：2 件 624,990 円 (416,660 円、208,330 円) <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 4,500 円 (1 名 3 日間) 委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 3,000 円 (1 名 2 日間) 行政視察と市内視察を同じ日に実施し、行政視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 3,000 円 (2 名 2 日間) 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 52,500 円 (4 名 35 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報の現物ではなくコピーが添付されている。 なお、当該会報の発送にかかる切手代が 1,127,990 円支出されているが、会派の経理責任者から、当該切手代については、会報の発送時には個人が所有している切手から使用し、その立替を精算するため 3 月に購入したとの説明があった。 会報：2 件 480,500 円 (105,000 円、375,500 円) 切手代：5 件 1,127,990 円 (再掲 416,660 円、再掲 208,330 円、208,000 円、200,000 円、再掲 95,000 円) 領収書に「印刷代として」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報の旨、会報番号や発行月等）が記載されていない。 (再掲 105,000 円) 		

<p>その他</p>	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 <div style="text-align: right;">4 件 313,640 円</div> <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、政務活動に使用している旨及び按分することは知っている旨の回答があった。</p> ・ 3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 (2 件再掲 171,945 円、上記 313,640 円に含まれている) <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 <div style="text-align: right;">114,000 円 (6 名 76 日間)</div>
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	日本共産党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	148,590 円	—
	市内視察	—	—
	会報の作成	1,150,718 円	1,150,718 円
検出事項	<p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出伝票に請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない。 2 件 796,428 円 ・ 領収書に「印刷用紙代」等と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象（会報の旨、会報番号や発行月等）が記載されていない。また、支出伝票等にも具体的支出内容が記載されていない。 4 件 354,290 円 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 3 件 148,590 円 <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、政務活動に使用している旨、及び按分することを知らなかった旨の回答があった。</p>		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	自由民主党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	874,500 円	12,000 円
	会報の作成	1,281,000 円	1,281,000 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・行政視察と市内視察を同じ日に実施し、行政視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 7,500 円 (3 名 5 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報の現物ではなくコピーが添付されている。 1,281,000 円 ・会報に政務活動以外の事項が記載されている。 (再掲 1,281,000 円) <p>※上記の会報は、両面印刷で、表面に会派の活動報告、裏面は概ね四等分され、以下の事項が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①A 議員の「2013 年の実績」及び「2014 年に向けて」 ②B 議員の「最近の本会議での質問成果」(平成 21 年 9 月議会、平成 23 年 9 月議会、平成 25 年 9 月議会) ③C 議員の「活動報告&後援会活動」 ④D 議員の「質問要旨」、「答弁要旨」及び「その他、安全安心の街づくりについて」 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書には、「報告書及び印刷費その他」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象(会報番号や発行月等)が記載されていない。 (再掲 1,281,000 円) 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 37,500 円 (3 名 25 日間) 		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	民主・連合・社民		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	261,970 円	—
	市内視察	523,500 円	10,500 円
	会報の作成	—	—
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 4,500 円 (1 名 3 日間) ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 6,000 円 (3 名 4 日間) 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 4 件 261,970 円 <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、按分することは知っており按分すべきものは按分している、カメラ及びパソコンについては別途個人用に保有していることから政務活動用として使用している旨の回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 (3 件再掲 98,170 円、上記 261,970 円に含まれている) <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 9,000 円 (2 名 6 日間) 		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	自由クラブ		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	331,445 円	—
	市内視察	480,000 円	3,000 円
	会報の作成	1,150,000 円	1,150,000 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外視察と市内視察を同じ日に実施し、市外視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) ・委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「自由クラブ会報作成費」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量、支出内訳 (印刷料や折込料等) 及び対象 (会報番号や発行月等) が記載されていない。 2 件 1,150,000 円 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 3 件 331,445 円 <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、ほとんど政務活動に使用している旨及び按分することを知っている旨の回答を得た。</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 25,500 円 (2 名 17 日間) 		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	無所属の会・市民ネット		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	201,000 円	9,000 円
	会報の作成	799,853 円	799,853 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政視察と市内視察を同じ日に実施し、行政視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 7,500 円 (2 名 5 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会報に政務活動以外の事項が記載されている。 3 件 799,853 円 (122,283 円、310,070 円、367,500 円) <p>※上記の会報は、A3 二つ折りで、各面に以下の事項が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会派の結成経緯及び平成 25 年 12 月議会一般質問内容等 ②A 議員のプロフィール及び活動方針等 ③B 議員のプロフィール、活動方針及び平成 25 年 12 月議会一般質問内容 ④C 議員のプロフィール、会派結成の経緯、活動報告等 <p>(会報 vol.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会派の活動報告等 ②A 議員のプロフィール及び活動方針等 ③B 議員のプロフィール及び活動方針等 ④C 議員のプロフィール及び活動方針等 <ul style="list-style-type: none"> 領収書に「折り込み代として (4.8 円×24,200 枚)」と但し書きが記載されているのみであり、対象 (会報の旨、会報番号や発行月等) が記載されていない。 (再掲 122,283 円) 領収書に「印刷代外」と但し書きが記載されているのみであり、単価、数量及び対象 (会報の旨、会報番号や発行月等) が記載されていない。 (再掲 2 件 677,570 円 (310,070 円、367,500 円)) 		
その他	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 4,500 円 (2 名 3 日間) 		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	緑風会第 1		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	240,000 円	240,000 円
	備品購入費	52,516 円	—
	市内視察	597,000 円	16,500 円
	会報の作成	833,112 円	833,112 円
検出事項	<p>【切手】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート「市川市 市庁舎整備に関わるアンケート」の「アンケート郵送料」として切手代を支出しているが、印刷代の根拠として添付されていたアンケートの調査報告書において、調査形式は「対面」と記載されており、切手の使用状況が把握できない。市民に対面でアンケートを実施すれば、その場で回答を聴取できることから、切手代は本来不要であるため、会派の経理責任者に事情を聴取した。その結果、実際には市民から対面で回答を聴取しておらず、アンケート用紙を手渡ししたことを持って調査形式を「対面」と記載した旨の回答を得た。このため、調査報告書には、「対面で配布する」と正確に記載するべきであった。 <p style="text-align: right;">切手代：240,000 円</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の用務（視察等）と市内視察が同日に行われ、委員の用務（視察等）の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円（1 名 1 日間） 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 15,000 円（2 名 10 日間） <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出伝票に請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない。 2 件 789,012 円 領収書に「会報追加分（5,000 部×9 円）値引額－900 円」と但し書きが記載されているのみであり、支出内訳（印刷料や折込料等）及び対象（会報番号や発行月等）が記載されていない。 44,100 円 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 3 件 52,516 円 <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、会派所属議員の使用頻度にもよるが、多くの場合は政務活動を中心に使っているものと思われる、との回答があった。</p>		

- | | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・備品購入費として計上された経費の中に、手引きに具体例で示された事務用機器・カメラ、デジタルカメラいずれにも該当しない備品（応接セット）の購入に係る支出が含まれていた。 |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（1件再掲 11,916円、上記 52,516円に含まれている）

【市内視察】

- ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。

46,500円（2名 31日間）

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	ボランティア・新生会・市民の風		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	1,644,260 円	141,750 円
	備品購入費	28,600 円	—
	市内視察	3,000 円	—
	会報の作成	—	—
検出事項	【切手】 ・支出伝票に添付されている領収書のあて先欄に、記載がないものがあつた。 <p style="text-align: right;">アンケート印刷代：141,750 円</p>		
その他	【備品購入費】 ・政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 <p style="text-align: right;">1 件 28,600 円</p> なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、各個人差があるかもしれないが、家庭や後援会にも専用のパソコンがあり、データをパソコンに置いてあることはあるが、基本的な使用は議員ならびに議会活動での使用としているとの回答があつた。		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	みんなの党		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	157,415 円	—
	市内視察	706,500 円	9,000 円
	会報の作成	—	—
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 <p style="text-align: right;">9,000 円 (3 名 6 日間)</p>		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 <p style="text-align: right;">3 件 157,415 円</p> <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、100%政務活動に使用している旨及び按分することを知っているとの回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 <p style="text-align: right;">(2 件再掲 138,200 円、上記 157,415 円に含まれている)</p> <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 <p style="text-align: right;">7,500 円 (3 名 5 日間)</p>		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	緑風会第 2		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	136,044 円	—
	市内視察	439,500 円	18,000 円
	会報の作成	526,008 円	526,008 円
検出事項	<p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会視察と市内視察を同じ日に実施し、委員会視察の日当及び市内視察の経費が支払われている。 1,500 円 (1 名 1 日間) 市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 16,500 円 (2 名 11 日間) <p>【会報の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出伝票に請求書及び銀行振込時の利用明細は添付されているが、領収書が添付されていない。 2 件 526,008 円 		
その他	<p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政務活動以外の用途にも使われることがあるものについて、100%使用の積算根拠が明確でない。 3 件 136,044 円 <p>なお、備品の使用割合及び按分について文書により質問したところ、パソコンは政務活動に使う割合は 100%であり、通常は会派控室に置いてあり、活動に行く際に持ち歩いているとの回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 月末直近の 1 週間以内に備品を購入している。 1 件 54,300 円 (上記 136,044 円に含まれている) 備品購入費として計上された経費の中に、手引きに具体例で示された事務用機器・カメラ、デジタルカメラいずれにも該当しない備品 (応接セット) の購入に係る支出が含まれている。 (1 件再掲 7,944 円、上記 136,044 円に含まれている) <p>【市内視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の本会議日に市内視察を実施していた。 31,500 円 (2 名 21 日間) 		

(表)

年度	平成 25 年度		
会派名	社民・市民ネット		
金額		監査対象	検出事項合計
	切手	—	—
	備品購入費	—	—
	市内視察	118,500 円	6,000 円
	会報の作成	—	—
検出事項	【市内視察】 ・市内出張報告書の目的欄に記載がなく、当該視察が政務活動と判断するのに十分な情報が記載されていない。 6,000 円 (1 名 4 日間)		
その他	【市内視察】 ・議会の本会議日に市内視察を実施していた。 4,500 円 (1 名 3 日間)		

3 改善提案について

地方分権化が進み、地方自治体が行える自治範囲は拡大していく傾向にある。そのため、地方自治体の議会が担う役割はますます重要となっており、議会をより充実・活性化し審議の充実を図るためには、議会を構成する議員の調査研究活動をより充実・強化していくことが必要となる。このような状況を踏まえて、平成24年の地方自治法の改正では、政務調査費の名称を「政務活動費」に改め、交付の目的に従来の「議会の議員の調査研究」に加えて「その他の活動」を追加して、使用できる経費の範囲を拡大した。また、同時に、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとされ（法第100条第14項関係）、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとされた（法第100条第16項関係）。

このように、政務活動費は、議会の充実・活性化のために必要な費用として、議員の活動のうち、政務活動に限って使用が認められるものであり、議員に支払われる報酬や手当と異なり、その使用には高い透明性が求められる。そのため、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には、住民の理解が十分得られるよう配慮しなければならない。また、政務活動費が適正に使用されるよう、透明性のある運用の仕組みが必要とされる。

市川市においても、政務活動費が議会の充実・活性化のため有意義に使用され、住民の理解が得られるような透明性の高いルールの設定とその運用が期待されている。今般の監査において把握した実状を踏まえ、より透明性を高める観点から、以下の提案事項を記載する。

(1) 内部統制システムのさらなる整備について

議員の活動は、その性質によって政務活動、政党活動、後援会活動などに区分されるが、実際は複数の活動が混然として行われることもある。また、このような公的な活動に加えて、個人の私的な活動も合わせて行われる場合もあり、このうち政務活動にかかる費用を正確に区分することは容易ではない。そのため、住民から政務活動費の使用が不適切であるとして、議員や地方自治体が提訴されることもある。また、実際に不適切な支出があったとして、政務活動費の返還がなされたケースもある。このような事態が起こることがないように、また、市民の十分な理解を得られるよう、政務活動費の適正な支出を確保するための仕組みを整備しなければならない。信頼性を確保するための仕組みは、一般的には「内部統制システム」と呼ばれ、市川市においては、政務活動費の透明性の確保に重点をおいた内部統制システムの整備と運用が求められる。この内部統制システムの整備においては、政務活動費に

関する適切な「手引き等の運用ルールの作成」、運用ルールに従った「実際の運用」、そして、運用ルールから外れていないかを確認する「チェック体制」が重要である。

このような内部統制システムの整備の観点から、市川市の政務活動費に関して、以下の改善を提案する。

① 手引きの設定主体について

手引きは、政務活動費の事務手続を定めているほか、政務活動費の適正な支出を担保するための使途基準を定め、それに従った運用をするための指針となっている。このように手引きは、政務活動費の透明性確保のための重要なルールであるが、その設定は、これまで、議会事務局の素案に基づき会派が協議して内容を決定し、市川市議会名にて作成されてきた。議員が自らの政務活動費の支出ルールを自らが律して策定することは、市議会の議長に透明性確保の義務を負わせている法の趣旨に沿うものではあるが、内部統制システムの整備の点からは、市民が求める透明性が十分確保されていないルールが設定されるリスクがある。現行の手引きにおいても、第三者から見ると解釈の幅があり不明瞭な規定（会報の作成等）や形式的で実際に運用するのが困難な規定（領収書の要件等）があり、議会事務局のチェック機能が有効に働かない場合があった。会派（議員）によるルールに従った政務活動費の適切な支出と、議会事務局の有効なチェック体制の構築のためには、運用ルールである手引きを、会派（議員）の代表者だけでなく、交付を行って支出をチェックする市側（市長及び市役所職員）及び第三者の視点から助言の行える専門家を委員とした委員会等を主体として、手引きを設定することが望ましい。

② 政務活動費のチェック体制について

政務活動費は、会派（議員）自らの自己責任において支出されるもので、政務活動費の支出に係るチェック作業は、第一に会派の経理責任者が行うこととなっている。これに基づき使用された政務活動費は、会派ごとに支出伝票（領収書等を含む）をもとに収入及び支出の報告書（収支報告書）を作成し、まず、経理責任者がチェックしたうえで、収支報告書及び支出伝票を議長に提出している。次に、議会事務局では、適切な収支報告書が作成されるよう、収支報告書や支出伝票が手引きに従っているかチェックしている。また、議長に提出された収支報告書及び支出伝票は、取りまとめのうえ市長に提出される。さらに、総務部では市長に提出された収支報告書及び支出伝票の内容を審査している。このように、会派（議員）が作成した支出伝票等は、市の議会事務局及び総務部のチェックを受けているが、領収書のあて名の記載漏れなどの形式的な不備があるものが散見された。

不備が生じる原因としては、議会事務局のチェックでは、支出伝票に承認の押印があるものの、個々の支出伝票の何をチェックしたかについての証跡が無いことや、

チェックにより誤りを発見し修正を求めた場合にも記録が残っていないため、事後的な確認ができないことが考えられる。また、総務部では、議会事務局による内容等の詳細なチェックが完了していることを前提に、提出書類に不備が無いかについての確認を行っているとのことであり、議会事務局のチェック漏れについて、総務部のチェックで発見される可能性は少ない。チェック漏れが防止できるような内部統制システムが機能するように、双方で、具体的な役割分担を検討すべきである。

内部統制システムを有効に機能させるには、議会事務局では、何をチェックしたかの証跡が残るようにチェックリスト等を用いてチェックを行い、誤り等による修正を行った場合には、その修正内容が残るよう記録を残すことが重要である。このチェック済みのチェックリスト等は、その他の書類と合わせて総務部に提出しチェックを受けることで、チェック漏れを防止することができる。また、修正履歴を残すことで、エラーが起りやすい領域を把握することができるため、継続的な内部統制システムの改善を行うことができる。

③ 議会事務局の指導について

政務活動費の支出が適正に行われるためには、政務活動費を使用する議員が、手引きの規定を理解して、手引きに従った適切な使用と適切な処理をすることが最も重要であり、各議員に高い自己規律が求められている。議会事務局は、これまでも、手引き等の周知のため、改選時には議員全員を対象とした説明会を開催し、手引きの改訂時には、会派の経理責任者向けの説明会を行っている。また、常時、政務活動費に関する、会派（議員）からの質問や事前の相談等に対応し、支出の可否や実際の支出伝票の作成についても具体的に助言し、議員が政務活動費を円滑に使用できるようサポートを行っている。

しかしながら、議員は限られた任期で活動をしており、短期間の間に必ずしも手引きの規定を十分に理解できない場合もある。内部統制システムが有効に機能するためには、議会事務局が、議員への周知や質問への回答を行うほかに、政務活動費の支出がより適正になるような指導性を発揮することが求められる。

たとえば、ある会派のみ、支出伝票に会報現物でなくコピーが調査した3年間添付されており、最初の年度は添付用の現物がなかったとしても、その後においては、事前に改善指導を行い、添付する現物の保管を依頼できたと考えられる。また、アンケートの返信用に切手を利用しているケースでも、返信されたアンケート返信はがきは破棄されており、毎回、切手が使用された直接の確認がなされていないが、これも、初回の使用において、アンケートの返信はがきを保管するように依頼していれば、以降はその確認が可能であったと考えられる。

これらの指導は、議会事務局の役割として条例及び手引きに記載されているものではなく、議員へのサポートの範疇を超えるが、政務活動費に求められる透明性の

確保のために、議会事務局に対しては、チェック機能に加えて、さらなる指導性の発揮を期待する。また、そのような指導性が発揮できるよう議会事務局の権限を明確にすることが望ましい。

(2) 政務活動費の交付対象について

地方自治法上、政務活動費の交付対象は、議員と会派の双方をその交付対象とすることができるが、市川市の政務活動費の交付対象は、議員2人以上で構成する会派に限定されている（市川市議会政務活動費の交付に関する条例 第2条）。また、手引きにおいても、政務活動費は会派の政務活動の費用を負担する前提で、あくまで、会派に交付し、会派が使用することとなっている。そのため、無所属の議員や1人会派の議員について、政務活動費のために2人以上の会派を無理に組成させる要因となっている。このような会派は、市政について同じ考えや意見を持った議員が集まって作る会派とは異なり、そもそも会派としての政務活動を行う必要性が乏しい。そのため、会報を作成しても、内容は会派の活動より、それぞれの個人活動の記載が中心となり、現行の手引きからは逸脱する可能性が高くなる。また、会派として同一の活動を行うものではないため、会派の各議員が経理責任者に相談せず、独断で政務活動を行うなど、会派の統制が十分に働かないルール違反が発生する可能性も高くなる。これらは、会派に対して政務活動費を交付するとの取り決めが、市川市議会の議員構成等の実態に合っていないことにあると思われる。政務活動費の交付対象は、会派に加えて、議員1人での会派の組成も認め、政務活動費の交付先、使用目的、その責任が、実状と一致するように変更することが考えられる。

(3) 支出伝票に添付する領収書について

手引きにおいては、領収書のあて先欄は会派名又は会派所属議員氏名のいずれかが記載されていなければならないとされているが、あて先の記載のない場合があった。あて先のない領収書は不正の温床となるおそれがあり、あて先の記載された領収書の添付を徹底しなければならない。

また、手引きにおいては、政務活動費を支出した場合、領収書の添付が必要であると記載されているが、支出伝票に領収書を添付せず、その代替として、請求書と銀行振込時の利用明細が添付されている場合があった。領収書は支払いを証明する正式な書類であり、銀行振込による支払いの場合においても、依頼すれば発行されるものである。銀行振込時の利用明細による代替では、同時に入手した領収書を別の支出伝票の根拠書類として使用されるおそれや、購入した備品等を返品して返金があった場合にもそのまま添付できる等、領収書に比較して透明性が低い。

政務活動費の透明性確保のためには、領収書が発行されない特段の事情がある場合を除き、領収書の添付について、手引きに従った厳格な運用をする必要がある。

なお、手引きにおいては、領収書の内訳欄には、「品代」、「事務用品代」、「書籍代」等の記載ではなく品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がなければならない」とされているが、領収書の様式によっては、これらの事項のすべてを記載することが困難な場合があると考えられる。実際、手引きに定められてはいるものの、守られていない場合が散見された。したがって、領収書に具体的な支出内容のすべてを記載することが困難な場合には、請求書や見積書といった関係書類を添付するなど、手引きの規定を、実状を踏まえたものに改めることが望ましい。

(4) 切手の購入に係る経費について

政務活動費は公費であるので、有効かつ効果的に使用されることが求められるが、同時に、支出の透明性を確保することも重要である。全国的に政務活動費の不正使用が少なからず生じている実態を勘案すると、透明性を確保するため、効率性の一部を犠牲とすることもやむを得ないと考える。その点から、切手には一定の使用制限を行うことが望ましい。

切手は換金性が高いため、たとえば、年度末近くの大量の切手購入や立替使用の精算（*1）については、使い切れなかった政務活動費で切手を購入し、換金しているのではないかという外部からの疑念を抱かせることとなる。また、切手が実際に使用されたかどうかについては、切手購入の領収書では確認できない。そのため、切手の使用状況が分かるものとして会報（切手を会報の発送に使用した場合）やアンケートの集計結果（アンケート用紙の回収に切手を使用した場合）が支出伝票に添付されているが、これらによっても、直接切手の使用が確認できるものではない。実際の切手使用を確認するには、送付先等に確認を行うことが考えられるが、そのような確認作業は、議会事務局のチェックや監査委員監査でも、現実的には実施することが極めて困難なものである。

このように切手は、高い換金性と使用確認の困難性を持つものであり、政務活動費の支出効率性を一部犠牲にしても、透明性の向上のため、以下のような使用制限を行うことが考えられる。

（*1 立替使用の精算：実際の郵送時には自費で購入した切手を使用し、使用した切手と同額の切手を事後に購入して、その購入を政務活動費から支出し精算すること。）

① 切手の購入制限の設定と受払簿の作成について

市民からの疑念を排除し透明性を向上させるため、政務活動費による切手の購入については、100通以下の少額の場合に制限する。多量の郵便物を郵送する場合には、切手の貼付以外の方法によることとし、購入した切手については受払簿をつけ、使用した日付及び枚数を残す。

② アンケートの返信用切手について

アンケート用紙に返信用切手を貼付して、アンケート用紙を回収している事例があった。このような使用は、透明性の問題のほかに、当該アンケートの回収率は100%ではないため、アンケート用紙受取者への切手の供与となる問題がある。そのため、アンケートを行う場合には、切手を使用せず、料金受取人払の制度を利用して行う。この制度を利用すれば、回答者に郵送料の負担をかけず、切手の供与という疑義を排除してアンケートを回収することが可能である。なお、郵便物1通につき郵便料金とは別に手数料がかかるため、切手より費用がかかることもあるが、アンケートの回答率によっては、受け取った郵便物等の数だけの支出となるため費用削減となる場合も考えられる。

③ 郵便区内特別郵便物の利用について

会報のように同時に大量の郵便物を発送する場合には、郵便区内特別郵便物等の切手以外の方法で行う。郵便区内特別郵便物は、100通以上の発送で利用でき、25グラム以内の定形郵便であれば、一通あたり最低でも15円安く発送することが可能である。(25グラム以内の定形郵便の料金対比：基本料金 82円/一通、特別料金 67円/一通)

(5) 備品購入費について

① 支出額の按分に係る積算根拠の明確化について

平成25年度以降の備品購入に際しては使用割合に応じた按分が必要であるとされているが、使用割合の根拠が示されることのないまま、支出額の全額を政務活動費としている事例が散見される。

手引きにおいては按分割合について、各会派の活動はそれぞれ異なるため、一律の按分割合を示すことは不合理であることから、各会派の責任において、それぞれの使用状況に応じて適切に判断し、個々に定めるものとされている。

しかし、備品については各議員が使用するパソコン、デジタルカメラ等のような客観的な使用割合を算出できない場合が多く、会派控室設置の書庫等の明らかに会派の活動のみに使用されるものを除き、使用割合を合理的に算出し、個々の使用割合に応じた按分比率を個別に設定することは実務上困難であり、現実的な方法ではないと考えられる。一方、あらかじめ支出項目ごとに一律の按分基準を設けている会派もあることから、あらかじめ内規等により一律若しくは備品の種類等ごとの按分割合を決定し、これに基づき按分することが考えられる。

② 年度末の備品の購入について

備品の購入時期について、3月末に近い時期に備品を購入している事例がみられる。

政務活動費はその年度の政務活動に必要な支出であり、備品の場合には、取得時以降に各会派の政務活動に使用されるものであるが、年度末に購入されていることが多く、主として翌年度以降の政務活動に使用されている。また、年度末の多額の支出は予算の使い切りの意図があるとの疑念を市民に抱かせることにつながる。

そのため、備品等の購入にあたっては、なるべく、各年度の政務活動に利用されるよう、年度当初より計画的に支出することが望ましい。

③ 議員の会派異動に伴う備品の会派間異動について

議員が会派を異動した際に、備品もこれに合わせて他会派に異動する例が散見されている。

現在、パソコン、デジタルカメラ等の会派所属の各議員が専ら使用する備品については、備品台帳の備考欄等にどの議員が専ら使用する備品であるかを記載し、当該議員の会派間の異動とともにその備品も異動するといった運用が多くの会派でなされている。しかし、そのためには、備品の帰属がそもそも会派に属するのか、議員に帰属するのかの基本的な考え方及び議員異動の際の取扱いを明らかにしておくことが前提となるが、手引きではこれらの取扱いが明らかにされておらず、台帳の様式上においても、どの議員に帰属するものかの記載が求められていない。手引きにおいて、会派所属の議員が使用する備品について、議員の会派異動に関する取扱いを明確化することが望ましい。

④ 備品の管理の徹底について

購入した備品がその後所在不明になっている事例が検出されている。備品は購入後速やかに台帳に記載を行うとともに、廃棄等があった場合にも速やかに台帳に廃棄等の記載を行うことが望ましい。

また、上記③を踏まえ、会派間での備品の異動の際にも、手引きに従い、廃棄時と同様、台帳への異動の記載を行うとともに、議会事務局に連絡をし、常に所在を明らかにすることが望ましい。

これに加えて、議会事務局は備品の所在について定期的に確認し、備品台帳の記載状況に漏れがないかどうかについても確認することが望ましい。

(6) 市内視察に係る経費について

① 市外視察等と重複した申請について

市内視察と市外視察等を同日に実施し重複申請しているケースが検出された。市内視察に係る経費が定額となっていることから、市外視察等の日当と重複が疑われるような申請が行われないよう手引きにおいて定めることが望ましい。

② 市内出張報告書の目的の記載方法について

市内出張報告書において、市内視察の目的を選択することとなっている。しかし、目的の選択肢が①地域の安全確認②現地調査③市民との意見交換④勉強会⑤その他の5種類となっているが、この目的のみでは、政務活動として市内視察が行われたかどうかを判断することは困難と思われる。市内視察については、政務活動と確実に判断できるように内容が具体的に分かる報告を行うことが必要であり、目的の選択肢について、より活動内容が具体的に分かるように改訂することが望ましい。

(目的の記載例としては、住民の市政に関する要望・意見の把握・必要な現地視察・他の団体の主催する研修会参加(研修会の具体的内容含む)・公的施設に関する調査(市川市の施設に関連するもの)等が考えられる。)

③ 市内視察に係る申請のタイミングについて

市内視察に係る申請は市内出張報告書により月単位で行うことが原則であるが、1年分をまとめて3月に申請するケースが散見される。

このような期末にまとめて1年分の申請をすることは、政務活動費が余らないよう予算を消化するための申請ではないかとの、市民からの疑念を生じさせる。政務活動費の透明性の観点からは望ましい申請方法ではない。市内出張報告は市内視察を行う都度、毎月申請が行われるようにすることが望ましい。

(平成 25 年度 市内出張報告書申請回数)

市内出張報告書申請回数	対象の議員数
1 回	6 名
2 回	2 名
3 回	1 名
4 回	5 名
5 回	3 名
6 回	1 名
7 回	0 名
8 回	2 名
9 回	0 名
10 回	2 名
11 回	2 名
12 回	1 名
合計	25 名

申請回数 1 回の 6 名の内訳は以下であり、多くは 3 月に申請されている。

- 2 名 4 月から 3 月までの 12 か月分を 3 月に申請
- 1 名 4 月から 2 月までの 11 か月分を 3 月に申請
- 1 名 6 月から 2 月までの 9 か月分を 3 月に申請
- 1 名 4 月から 8 月までの 5 か月分を 9 月に申請
- 1 名 2 月から 3 月までの 2 か月分を 3 月に申請

④ 申請された市内視察日数の議員間の差について

市内視察に該当する活動は、全議員が行っているものであるが、その申請日数については、年間で 250 日を超えている議員が 3 名いる一方で、0 日の議員は 17 名おり、申請日数に大きな差異が生じている。申請がない会派から理由を聴取したところ、市内視察はしているが、政務活動費としては申請していないとのことであった。また、その他の会派からも、市内視察を行った全てを申請しているのではなく、その一部を申請しているとの説明も受けた。

このように、市内視察に係る経費は、会派によりその使用の程度に差が生じている。市内視察の経費を政務活動費で手当てすることは、議員の活動をより活性化するためであって、その申請が多いこと自体は問題ではない。ただ、市川市の場合には、実費相当額を定額（日額支給）でその経費を支払っており、結果的に、多い人では年間個人当たり 30 万円を超える金額を定額で受け取っている。少額であれば、実費との差が少ないと思われるが、多額になると実費との差額も大きく生じている可能性があり、透明性に欠ける処理となる。

このことから、市内視察の経費については、原則として実費精算とし、手続の簡

便性から定額での支払いを行う場合にも、総額に一定の上限金額を設定することが望ましい。

(平成 25 年度 市内視察日数、申請者数、申請者の合計金額及び平均金額)

申請された市内視察日数	申請者数	申請者の合計金額	申請者の平均金額
251 日以上	3 名	1,161,000 円	387,000 円
201 日以上 250 日以下	4 名	1,417,500 円	354,375 円
151 日以上 200 日以下	6 名	1,669,500 円	278,250 円
101 日以上 150 日以下	5 名	1,027,500 円	215,500 円
51 日以上 100 日以下	5 名	568,500 円	113,700 円
1 日以上 50 日以下	2 名	21,000 円	10,500 円
0 日	17 名	0 円	0 円
合計	42 名	5,865,000 円	139,643 円

(7) 会報の作成に係る経費について

① 支出伝票に添付する成果物について

手引きにおいて、印刷物を作成し支出をした場合は、領収書と一緒に成果物を添付する必要があると記載されている。成果物を添付するのは、印刷物が確かに作成され、政務活動費の支出にふさわしい内容の印刷物であること、また、印刷代に見合った印刷物であることを事後的に確認するためである。会報のコピーが添付されていたもののうち、実際は両面印刷が行われているが、その片面だけのコピーが添付され会報の全体の内容が分からないものがあった。また、コピーの会報の会派名の記載箇所が修正されているように見えるものもあった。仮に、修正されていても、コピーでは現物と異なっても分からないため、厳密にその使用が手引きに合っているかチェックすることができない。会報は一定枚数印刷されることから、会報の作成に係る支出伝票には、成果物である会報の現物の添付を徹底することが望ましい。

② 個人で作成する会報について

手引きにおいて、個人で作成する会報は政務活動費として支出できないことが示されている。また、会派の活動を記載する場合も、会報が、政党活動、選挙活動にならないように、会派の責任において作成する必要があると示されている。このことから、政務活動費を使用して会報を作成する場合には、会派による調査研究活動や議会の活動内容、もしくは市政の内容等を記載し、個人による活動等の記載とならないようにしなければならない。

しかし、現状では、政務活動費を使用して会報を作成した場合であっても、会派

の議員それぞれの個人としての活動部分の記載内容が多くを占め、会報すべてが会派の会報といえないものが多い。

現行の手引きには会報作成費の按分方法は規定されていないが、適切な按分方法を手引きに記載し、按分を行うことが望ましい。

たとえば、会報のうち会派の議会代表質疑や会派に所属する議員の質問内容など、会派として議会活動の成果等を報告している記載以外の、議員個人の政策や活動方針、後援会事務所連絡先等、政務活動以外に係る事項が記載されている部分については、当該会報の作成に係る支出を、記載面積や文字数等の一定の割合に基づき、政務活動とそれ以外の活動とに按分することが望ましい。

(8) おわりに

政務活動費は、税金等の公的資金を財源として使用していることを常に意識して、市民から疑義が持たれることのないように留意しなければならない。

市川市の政務活動費の手引きが、他の項目も含めて、より適切な内容になるように改善されること、また、その上で当該手引きに従った適切な運用が行われることにより、政務活動費が適正かつ有効に使用され、ひいては、市川市議会のさらなる充実と活性化がなされることを期待する。

以上